

## 「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正骨子案について

### 1 改正の目的

本市では、犯罪被害者等に寄り添い、当事者のニーズに応じたきめ細かで総合的な途切れない支援を行っていますが、犯罪被害者等を取り巻く環境はまだまだ厳しく、当事者からはさらなる支援策が必要との切実な声を聴いています。

また、本年5月に、民事執行法を改正する法律が成立し、強制執行に先立って債務者の財産に関する情報を取得する手続が新設されました。改正法の施行は、成立から1年以内とされています。

こうしたことから、本年9月及び11月に意見交換会・検討会を開催し、頂戴した犯罪被害者等の要望や有識者の意見を参考に、当事者の視点に立ったさらなる支援策を検討し、条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 意見交換会等で出された主な意見

- ・ 加害者に刑事責任能力がない場合にも支援をしてほしい。
- ・ 被害者等支援に関心の高い方々から寄付を受けるため、被害者基金を作ってほしい。
- ・ 債務名義があっても賠償金の支払いをしない加害者に対して、強制執行という方法があることはわかるが、裁判所の手続は難しく負担になる。

### 3 改正の主な内容

#### (1) 他の自治体を実施している支援策の導入等

##### ① 既存支援策の充実

##### ア 支援金の増額

遺族支援金を30万円から60万円に、重傷病支援金を10万円から20万円に増額します。

【参考】 三重県 遺族支援金60万円 重傷病支援金20万円

## イ 家事援助の時間延長・費用補助

ヘルパー派遣での対応のみ（利用時間の上限は原則合計60時間）としている現行制度について、利用時間の上限を原則合計72時間に増やすとともに、ヘルパー派遣または費用補助（1時間当たり上限4000円）のいずれかを選択できるようにします。

【参考】 横浜市 上限4000円×72時間

## ウ 一時保育費用補助の回数増加

一時保育費用補助の回数を5回から10回に増やします。

【参考】 横浜市 10回

## エ 家賃補助の増額・期間延長

家賃補助の金額について、1か月分の上限額を3万円から4万円に増やし、補助期間を6か月以内から1年以内に延長します。

【参考】 三木市 上限4万円×6か月  
神戸市 上限3万円×1年

## ② 新たな支援策

### ア 住居復旧・防犯対策費の補助

自宅の窓ガラスや鍵などを壊されて犯罪被害に遭った場合、窓ガラスや鍵の修理や防犯用品の設置、リフォームなどにかかる費用について、全額（上限30万円）を補助します。

【参考】 神戸市 半額（上限30万円）を補助

### イ 宿泊費用の補助

自宅で犯罪被害に遭ったなどの理由により宿泊施設を利用する場合、兵庫県警察から一人当たり1泊7000円以内、宿泊日数7日以内の補助があります。7日を超えて宿泊する場合について、一人当たり1泊7000円以内でさらに7日を上限に宿泊費用を補助します。

【参考】 神戸市 兵庫県警察（7日分）に上乗せ（さらに7日分）

## ③ 条文の文言の整理

「二次的被害」の定義（第2条第5号）を改め、「再被害」と「二次被害」に分けて定義します。

【参考】 三重県、四日市市、横浜市

## (2) 民事執行法の改正施行予定等を受けた支援策

### ① 裁判所を経由した情報取得の手続支援

犯罪被害者等が裁判所を経由する情報取得手続（別紙1）を利用する場合に、手続の説明や書類作成への助言等の手続支援をします。

### ② 市からの直接の情報提供

加害者が本市民である場合、①の手続を利用したならば本市が提供する情報（給与債権（勤務先）に関する情報）を、犯罪被害者等から本市への直接の請求により提供します。

### ③ 差押手続支援

加害者が賠償金を支払わず、犯罪被害者等が加害者の財産の差押えをする場合には、手続の説明や書類作成について助言をするとともに、差押手続に必要な申立手数料及び郵券代について、全額を補助します。

## (3) 当事者の声を受けた新たな支援策

### ① 被害者基金

市民、各種団体または事業者など幅広い層から寄付を受けられるようにするとともに、被害者が多数に及ぶ事件などにおいて適切な支援を迅速に行えるようにするため、被害者等支援に係る給付金等の原資に充てるための基金を設立します（基金条例の制定）。

### ② （仮称）特例給付金

刑法第39条第1項（心神喪失）等を理由に加害者が刑事責任を問われない事件の犯罪被害者遺族に対し、（仮称）特例給付金150万円を支給します。

## 4 支援策充実の流れ

別紙2のとおり

## 5 今後のスケジュール

令和元年12月～令和2年1月	パブリックコメント
令和2年3月	条例改正案と基金条例案の議会提案
令和2年4月1日	改正条例と基金条例の施行

以上

# 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

## 検討の経過

H28. 9	法務大臣から法制審議会へ諮問	H30. 6	追加試案(ハーグ条約実施法)の取りまとめ
H28. 11~	法制審部会での調査審議開始	H30. 10. 4	要綱の取りまとめ・答申
H29. 9	中間試案の取りまとめ	H31. 2. 19	閣議決定・国会提出
		R1. 5. 10	成立 (R1. 5. 17公布)

## 第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上【民事執行法の改正】

### 背景

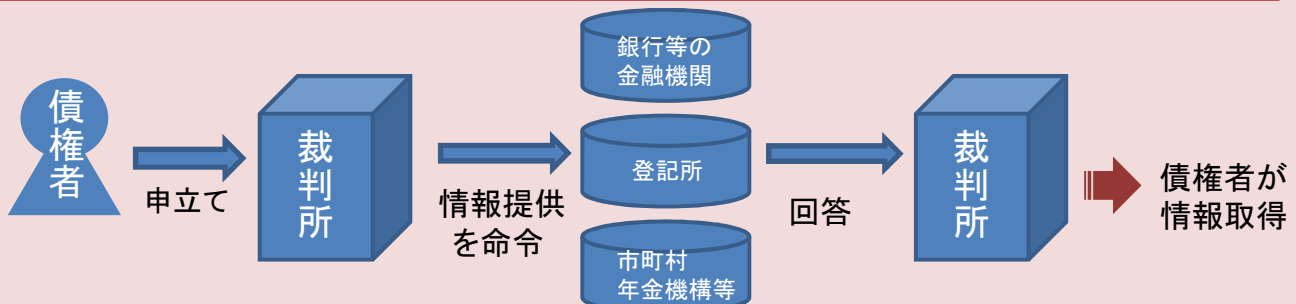
- 強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要
- 平成15年に、債務者の財産に関する情報を債務者自身の陳述により取得する手続として、「財産開示手続」を創設  
⇒ しかし、「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調  
債務者財産の開示制度の実効性を向上させる必要があるとの指摘

### 現行制度の課題と見直しの方向

#### 第1-1 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設

##### 【新制度の概要】

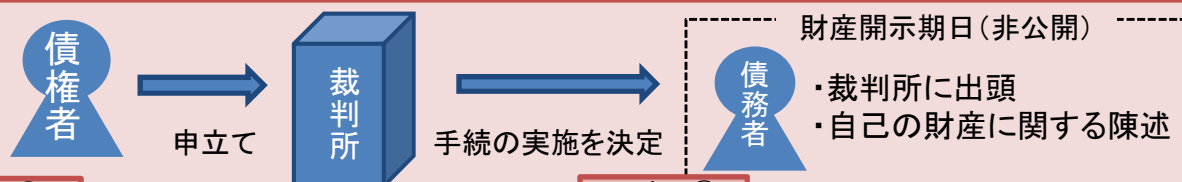
- ★金融機関から、①預貯金債権や②上場株式、国債等に関する情報を取得 新旧p21  
(銀行、信金、労金、信組、農協、証券会社等) 【新民執法207条】
  - ★登記所から、③土地・建物に関する情報を取得 新旧p18  
【新民執法205条】
  - ★市町村、日本年金機構等から、④給与債権(勤務先)に関する情報を取得 新旧p20  
【新民執法206条】
- ※ 給与債権に関する情報取得手続は、養育費等の債権や生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能



#### 第1-2 現行の財産開示手続の見直し

##### 【見直しの概要】

- ★現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにする



##### 見直し①

現行制度では、手続の申立権者が、確定判決等を有する債権者に限定

申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭(例えば養育費など)の支払を取り決めた者等も利用可能にする  
【新民執法197条】 新旧p16

##### 見直し②

現行制度では、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則(30万円以下の過料)が弱い

不出頭等には刑事罰(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)による制裁を科して、手続の実効性を向上させる【新民執法213条】 新旧p25

平成31年4月1日  
明石市作成資料

## 明石市における犯罪被害者等支援策充実の流れ

### ◎平成23年4月 条例施行 支援策

#### 具体的な内容

総合相談窓口の設置		総合的な相談対応
経済的支援	支援金	遺族支援金 30万円 重傷病支援金 10万円
	貸付金	上限50万円
日常生活支援	家賃補助	家賃の半額(上限3万円)×6ヶ月
	家事援助	ホームヘルパーの派遣

### ◎平成26年4月 改正条例施行 支援策

## 支援策の充実

#### 具体的な内容

総合的支援の充実	法律相談	相談料の補助(5000円×2回)
	心理相談	
	介護支援者派遣	介護ヘルパーの派遣
	一時保育費用補助	3000円×5回
	転居費用補助	上限20万円・2回まで
	公判期日出席旅費補助	上限3万円
	立替支援金	死亡+後遺障害1~3級に限定 上限300万円
	二次被害防止の明記	基本理念に規定 市の責務 市民等の責務(努力義務)

### ◎平成30年4月 改正条例施行 支援策

## 更なる支援策の充実

#### 具体的な内容

当事者の声を受けた 新たな支援策	再提訴等支援	再提訴等に係る印紙・郵券代を補助
	真相究明支援	情報提供チラシ作成費用を補助
	教育関係費支援	学齢期の就学中のこどもの教育関係費用を補助
	就労準備金支援	就労するために必要な資格等の取得費用を補助
	基本理念の追加	被害者家族や性犯罪被害者などへの 配慮などを規定
既存支援策の充実	日常生活支援策の 申請期間の延長	被害時から原則1年 ⇒被害時から原則3年に延長
	市民要件の見直し	被害者等の生活実態を 考慮するなど柔軟に対応
	刑事裁判旅費補助の拡充	上限3万円⇒上限5万円に引き上げ
	民事裁判旅費補助の新設	刑事裁判のみ⇒民事裁判にも拡大
	立替支援金の対象拡大	従前の対象者に加え、性犯罪被害と 1ヶ月以上の重傷病被害を追加
他の自治体で実施して いる支援策の導入	国外犯罪被害者等 への支援	支援対象者を国外犯罪行為による 被害者にも拡大